

宝塚市官民有地境界(協定・確認)申請書

年 月 日

道路・水路 管理者
宝塚市長 様

水路・水道用地 管理者
宝塚市上下水道事業管理者 様

土地所有者 (申請者)	住所	実印
	氏名	
	TEL	
代理人	住所	印
	氏名	
	TEL	
	・担当者名	
	・担当者TEL	

下記により官民境界の明示を申請します。

1. 申請場所(土地登記簿の地番)

2. 隣接官有地 市道 市有道路敷 市有里道敷
(を入れてください) 市有水路敷 水道用地
3. 協定または確認を受ける目的 分筆 建築 地積更正
(を入れてください) 確定測量 用途廃止 開発
 その他

4. 添付書類

- 印鑑証明書(法人の場合は、資格証明も添付すること。コピー不可)
- 位置図(住宅地図・付近見取図)
- 法務局備付公図(字限図) ※申請地、隣接地、対側地
※申請地・隣接地・対側地が各々別図の場合は、合成図を作成、提出すること。
- 全部事項証明書(土地登記簿謄本) <申請地>
- 現況実測平面図 ※主張する境界線を朱線により表示すること。縮尺 1/100~1/500程度
- 横断面図 ※主張する境界線に朱線を表示すること。縮尺 1/50~1/100程度
- 周辺土地調査書 ※申請地、隣接地、対側地
- 委任状(代理人を設ける場合)
- 申請地および隣接地、対側地の地積測量図等(道路・水路等も含む)

5. 提出部数

・申請にあたっては、正本1部、副本1部(コピー可)= 計2部提出のこと。

・隣接する官有地の管理者が異なる場合は、副本を必要部数提出のこと。

例) 隣接官有地が市有道路敷、市有水路敷の場合 = 正本1部 + 副本2部 = 計3部提出

※申請にあたっては、裏面の事項に留意すること。

留 意 事 項

(1) 公図

・公図については、法務局の公図(地図)に当該申請箇所を表示すると共に、隣接土地・対側地等が別の図面で表示されている場合は、その公図も添付し、合成図を作成すること。

(2) 現況実測平面図(横断面図)

・縮尺は1/100～1/500までの間(横断面図は1/50～1/100程度)で現況を表示するに適当なものとし、当該申請箇所ならびにその周辺の地形および地上物件を表示した図面に申請者の主張する境界線を朱線により表示すると共に、次の掲げる事項を記入するものとする。

- ① 市、町・丁、字および地番
- ② 市道名称又は号線を必ず記入すること。
- ③ 測量の年月日および測量者の資格(職)・氏名・印

(3) 立会により協議が成立し、境界線の決定があった場合

- ① 市の指示に従って市杭および市プレートを現地の必要箇所に設置すること。
- ② 市杭および市プレートは市で交付する。
設置後、市杭等の写真を撮り、付近の全景写真を撮ること。
- ③ 座標リストを提出すること。
- ④ 隣接地、対側地の図面上への同意は原則として実印とし、印鑑証明書を提出すること。
- ⑤ 協定図は正本を2部(隣接する官有地の管理者が異なる場合は、必要部数)作成し、所有者、隣接地等の地番、住所、氏名を記入しそれぞれ押印の上、提出すること。

(4) 申請取り下げについて

- ① 申請書を提出した後で明示が必要でなくなった場合は、申請を取り下げてください。
- ② 申請書を提出し、現地立会することなく1年間が経過した場合は、申請を取り下げてください。
- ③ 申請取り下げについては、申請取り下げ依頼を提出してください。

(5) 再申請について

・現地立会后、1年を過ぎても明示が成立しない場合で、引き続き明示する必要がある場合は、再度申請書を提出(添付書類も新たに用意すること)してください。